

霧島市空家等対策協議会条例の一部改正について

霧島市空家等対策協議会条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

霧島市空家等対策協議会条例（平成27年霧島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。